

「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業」
において連携する電気通信事業者の募集要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、都政の QOS（クオリティ・オブ・サービス、サービスの質）と都民の QOL（クオリティ・オブ・ライフ、生活の質）を向上させるため、行政のデジタル化を強力に推進しており、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタルに不慣れな高齢者等がその恩恵を享受できるよう、デジタルデバイドの解消に取り組んでいます。

こうした取組を更に強化するため、令和 7 年度より新たに「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業（以下「本事業」という。）」を実施します。本事業において、都は初めてスマートフォンを購入する高齢者を対象に、その購入費用の補助及び利用促進に向けた取組を推進します。

今般、本事業の推進にあたり、都と連携し、高齢者のスマートフォン活用を支援する電気通信事業者の募集を行います。

2 応募要件

本募集要項に応募することのできる者（以下「応募者」という。）は、次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす者とします。

- （１）電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の登録を受けた電気通信事業者であること。
- （２）複数の都内区市町村において、多数のスマートフォンを取り扱う販売店舗を展開していること。
- （３）スマートフォンを販売する店舗において、スマートフォン教室又はこれに準ずる個別相談を実施可能なこと。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- （１）法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- （２）政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと。
- （３）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

- (4) 応募時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (5) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。

3 募集期間と応募方法

募集期間：令和7年5月19日(月曜日)から5月26日(月曜日)まで ※一次募集

応募方法：様式「応募申込書」に必要事項を記載の上、電子メールで提出

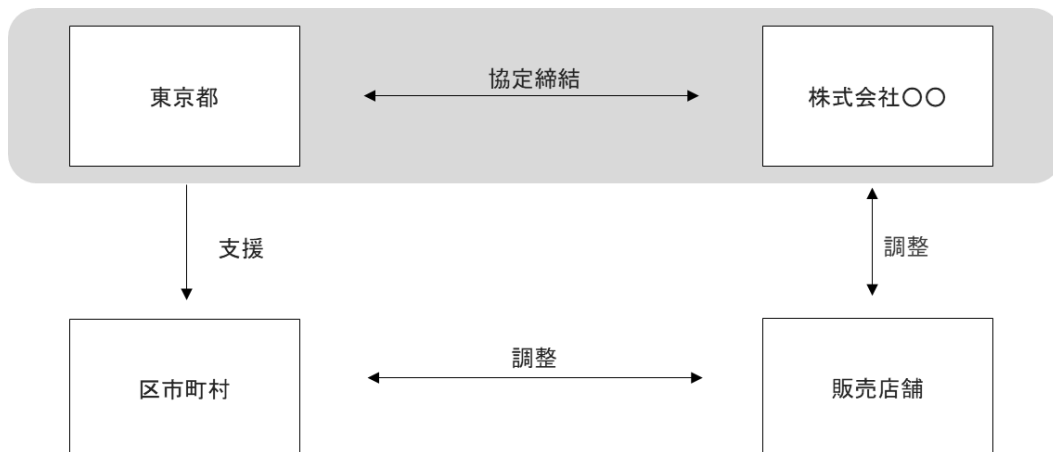
申 込 先：7条に記載のとおり

※今回の募集期間経過後においても、本事業が継続する間は応募が可能です。

4 連携の内容

応募者は、以下の内容について都と連携することとし、具体的内容は、別途協議の上設定いたします。

- (1) 高齢者のスマートフォン活用を支援すること。
- (2) 本事業の取組に係る意見交換を行うこと。
- (3) 必要に応じ関係者間の調整を行うこと（なお、事業の全体像は次のとおり）。



5 協定の締結

都及び応募者は、前条の協議が整った場合には、必要な事項を明記した協定書を作成し、両者の記名押印の上で協定を締結します。

6 スケジュール

- 5月中下旬 連携内容の調整
- 5月末まで 協定の締結

6月中旬まで 協力店舗実施事項の詳細調整

6月中旬以降 区市町村の事業開始に伴う支援の実施

7 申込及び問合せ先

東京都 デジタルサービス局 デジタルサービス推進部

デジタルサービス推進課 デジタル共生推進担当

e-mail : S1100301@section.metro.tokyo.jp

電話番号 : 03-5320-7622